

# 中央合同事務所ニュース

2022年冬号

## 事業承継に朗報！ 所在不明株主の株式取得手続に要する期間が大幅に短縮できます

司法書士 古橋 清二

株主名簿に記載はあるものの、会社から連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。法律上、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間配当を受領しない場合、その保有株式の売却（自社による買取りを含みます）の手続が可能です。

しかし、「5年」という期間の長さが、事業承継の際の手続利用のハードルになっているという指摘もあります。

そこで、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、経営承継円滑化法の認定を受けることと一定の手続保障を前提に、この「5年」を「1年」に短縮する特例が創設されました。

上記の特例を利用するためには、以下の2つの要件を満たし、加えて、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

### 1. 経営継続困難要件

申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。

例えば、以下のいずれかに該当する場合、要件を満たし得ます。

- ◆ 代表者の「年齢」が満60歳を超えている場合
- ◆ 代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合
- ◆ 「その他の事情」が認められる場合
  - ・ 代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故 等
  - ・ 外部環境の急激な変化による突然の業績悪化 等

ただし、以上の具体例に該当しなくとも、個別具体的な事情を総合的に考慮して認定が相当であると判断されることがあります。

### 2. 円滑承継困難要件

一部株主の所在が不明であることにより、その経営を後継者（後継者が具体的に決まっていない場合を含みます）に円滑に承継させることが困難であること。

具体的には、所在不明株主が保有する株式の議決権割合、後継者の保有する議決権割合等を比較して判断されます。

事業承継に関して株主対策は非常に重要です。当事務所は会社法務の専門家として皆様のご相談に応じておりますので、お気軽にお問い合わせください。



# 債権譲渡登記ってどんなときに利用するの??

司法書士 神谷 忠勝

「債権譲渡登記」は一言で言うと、経営状態が不安定で不安のある取引先に対してする、債権回収の手法の1つです。

今回、このお話には3名(社)の登場人物がいます。

1. A社 (B社に対する債権者。今回の相談者)
2. B社 (A社の債務者。A社の売掛債務の支払いに苦労している)
3. C社 (B社の取引先。毎月継続してB社に商品代金を支払っている)

A社はB社に対して売掛債権を持っています。しかし、B社は経営状態が不安定であるため、A社はB社に対する債権回収に不安があります。

そこで、その債権回収を保全するために、B社が有するC社に対する債権を譲渡してもらおう、というわけです。

一般的な「債権譲渡」ですと、A社、B社間で債権譲渡の契約書を取り交わします。すると、C社はA社に商品代金を支払うこととなります。これでは、B社は倒産してしまいます。

「債権譲渡登記」はこれとは一味も二味も違います。

債権譲渡登記では、C社に知られることなく債権を譲渡することが可能であり、また、現在はまだ特定していない、C社に対して将来発生するB社の債権についても譲渡が可能です。

前者により、さしあたりB社はC社に不安を与えることなく債権を譲渡することができます。また、後者により、A社は広範囲また多数の債権譲渡を受けることが可能となります。

ただ、この「債権譲渡登記」は、債権譲渡人(今回ではB社)が法人であることが必要です。また、譲渡する債権は金銭債権に限られます。

債権譲渡登記をすることにより、B社は今後もC社と取引を続けることができますが、A社は、B社のC社に対する売掛債権を丸ごと担保に取ることができるため、圧倒的に有利な立場に立ちます。そして、万が一B社の経営状況が悪化した場合には、A社はC社に対して直接支払いを請求することが可能となります。

以上、「債権譲渡登記」の(本当に)簡単な説明でした。

債権を回収するために担保を取るといって、不動産に抵当権をつけることがすぐ頭に浮かぶと思いますが、債権回収には今回お話したような手続きもあります。

ご相談いただければ、その時その時に適した方法を検討しアドバイスさせていただきたいと思います。



## 実質的支配者リスト制度が始まります (令和4年1月31日運用開始)

司法書士 内納 隆治

### Q1 実質的支配者リスト制度とは?

法務局が株式会社及び特例有限会社から実質的支配者として申し出された書面を保管し、認証文付の写しを交付することです。

### Q2 なんで?

法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、法人の実質的支配者に関する情報を把握することの要望・要請が高まったためです。

### Q3 利用する場面は?

金融機関と取引をする際に、会社の本人確認として、実質的支配者を明らかにすることを求められた場合に利用することが考えられます

### Q4 実質的支配者とは?

法人の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる者のことです。ただし、50%を超えて議決権を有する者がいる場合は、その者のみが実質的支配者とされます。

個人が別法人を通じて間接的にある法人を支配する場合等についてもその個人が実質的支配者となる場合がありますのでご注意ください。

### Q5 実質的支配者リストの請求方法は?

①実質的支配者情報一覧、②申出書を作成し、③株主名簿の写し又は法人税確定申告書別表二、④本人確認書類と一緒に会社の本店所在地を管轄する法務局に提出します。当事務所でも代理人として請求できますのでご相談ください。

### Q6 費用は?

交付の手数料は無料ですが、当事務所の費用として2,500円(税別)がかかります。

ご不明な点はお問い合わせください。

